

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
取納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

三三

告示

○青少年に有益な書籍及び映画とし
て推奨する件

三三

○青少年に有害な図書類として指定
する件

三三

○第十次鳥獣保護事業計画を定めた
件

三三

○福島県ニホンザル保護管理計画を
定めた件

三三

○福島県カワウ保護管理計画を定め
た件

三三

○福島県林業・木材産業改善資金に
係る公金の取納事務を委託した件

三三

○保安林の指定をする予定である旨
通知があった件

三三

公告

○平成十九年三月三十日付け号外第
三十号中

三三

○随意契約の相手方を決定した件
○飼料の試験の結果の概要を公表す
る件

三四

○土地改良区の役員が退任した旨届
出があった件二件

三五

○土地改良区の役員の住所に変更が
あった旨届出があった件

三五

○基本測量の実施について通知があ
った件

三五

○公共測量の実施の終了について通
知があった件

三五

○福島県病院局

三五

○福島県病院事業職員公舎規程の一
部を改正する規程

三五

○福島県警察本部

三五

○一般競争入札を行う件

三七

○福島県土地収用委員会

三七

○土地収用法により土地の収用等に
裁決手続の開始を決定した件

三七

正誤

三七

指定金融機関等の名称、位置並びに取納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一
部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに取納及び支払の事務の取扱範囲を定め
る規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに取納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭
和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三株式会社殖産銀行の項中「株式会社殖産銀行」を「株式会社きらやか銀行」
に改め、「福島支店」の下に、「郡山支店」を加え、同表株式会社山形しあわせ銀行の
項を削る。

附則

この規則は、平成十九年五月七日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第三百二十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定によ
り、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍及び映画として、次のものを推奨
する。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一七二	東京・ドヤ街物語 ちか い家族とおい家族	今西乃子・著(株 式会社ポプラ社)	推奨対象 中学生、高 校生、青年及び一般
一七三	いのちのおはなし	日野原重明・文、 村上康成・絵(株 式会社講談社)	推奨対象 小学生
一七四	クジラ雲と夏帽子	福永眞由美・著 (檀の会)	推奨対象 小学生(低 学年)
一七五	不都合な真実	パラマウント・ク	推奨対象 中学生、高

規 則

ラッシュクス/U 校生、青年及び一般
IP映画配給

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第三百二十四号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六四四六	雑誌	女子アナ [®] DVDハプニング special (66789-16)	株式会社桃園書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四四七	雑誌	プレミアDVDお宝愛蔵館 4月号 (17855-4)	株式会社桃園書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第三百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、第十次鳥獣保護事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
第十次鳥獣保護事業計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ及び福島県地方振興局県民環境部県民生活グループ(南会津地方振興局にあつては、県民環境部県民環境グループ)
(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第三百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、福島県ニホンザル保護管理計画を定めた。この決定に係る関係書類を

次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
福島県ニホンザル保護管理計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ及び福島県地方振興局県民環境部県民生活グループ(南会津地方振興局にあつては、県民環境部県民環境グループ)
(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第三百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、福島県カワウ保護管理計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
福島県カワウ保護管理計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ及び福島県地方振興局県民環境部県民生活グループ(南会津地方振興局にあつては、県民環境部県民環境グループ)
(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第三百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二二八
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二

東白川郡森林組合 西白河地方森林組合 会津北部森林組合 耶麻西部森林組合 西会津町森林組合 会津若松地方森林組合 下郷町森林組合 田島町森林組合 只見町森林組合 伊南村森林組合 館岩村森林組合 相馬地方森林組合 飯館村森林組合 双葉地方森林組合 いわき市森林組合 福島県木材協同組合連合会 福島県郡山地区木材製材協同組合 東白製材協同組合 相馬木材産業協同組合 原町木材製材協同組合 浪江製材協同組合 富岡地区製材協同組合 福島県勿来地区木材製材協同組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二 白河市旭町一丁目二四四番地一 喜多方市字舞台田三一二八番地八 同 市山都町字谷地二二八一番地一 耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙二四六〇 会津若松市城前二番三号 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六 同 郡南会津町田島字行司七六 同 郡只見町大字只見字宮前一三九〇 同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇 同 郡同 町松戸原五一 南相馬市原町区錦町一丁目三四 相馬郡飯館村草野字本町八三 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地 いわき市平字正内町一〇七番地三 福島市中町五番一八号 郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇 東白川郡塙町大字台宿字下稻荷沢三八五番地 一 相馬市光陽二丁目二番地一一 南相馬市原町区旭町二丁目六五 双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町四四番地一 同 郡富岡町大字本岡字王塚六七六番地一 いわき市佐糠町碓田一一
---	---

三 収納の事務を委託する期間

平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで

(森林林業領域担い手緑化グループ)

福島県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市小川町上小川字小川山、川前町川前字茄子平、字山下谷、字棚木及び字外門、川前町下桶賣字高部、字上高部及び字荻、川前町小白井字精斉、三和町合戸字細戸、三和町下永井字軽井澤、三和町下三坂字下三坂及び字北山、三和町中三坂字湯ノ

向並びに四倉町八葦字片倉(以上十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)(森林林業領域治山対策グループ)

公 告

公告第224号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県政広報に関するテレビ番組の制作及び放送について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県政広報に関するテレビ番組(しゃぐなげニュース)の制作及び放送 一式

2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地

福島県知事直轄知事公室県政広報グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

福島テレビ株式会社 福島県福島市御山町2番5号

5 随意契約に係る契約金額

34,878,811円

6 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(知事公室県政広報グループ)

公告第二百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十八年十一月から平成十九年三月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要(%)						備考
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
東京都中央区日本橋一丁目5-6 東京太陽株式会社	会津若松市町北町大字始字深町12 福島県酪農業協同組合会津事業所(平成18年11月)	カナダチモシー(輸入乾牧草)	平成18年9月	7.3	1.9	32.6	5.9	0.23	0.17	—
宮城県石巻市三河町4 北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場	須賀川市岩作16-1 北日本くみあい飼料株式会社 会津南飼料中継基地(平成19年3月)	くみあい配合飼料 平牧若豚ST ペレット(肉豚 肥育用配合飼料)	平成19年2月	14.9	3.0	2.8	4.2	0.65	0.47	—

注

- 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
- 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。
- 安全性に関する検査

製造事業場										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考
東京都中央区日本橋一丁目5-6 東京太陽株式会社	会津若松市町北町大字始字深町12 福島県酪農業協同組合会津事業所(平成18年11月)	カナダチモシー(輸入乾牧草)	平成18年9月	カドミウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市三河町4 北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場	須賀川市岩作16-1 北日本くみあい飼料株式会社 会津南飼料中継基地(平成19年3月)	くみあい配合飼料 平牧若豚ST ペレット(肉豚 肥育用配合飼料)	平成19年2月	カドミウム 鉛 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にその内容を示す。

(農業総合センター)

公告第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
安積疏水土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所
理事 大槻 忠喜 須賀川市舘ヶ岡字本郷二五三番地
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
高郷土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所
理事 小林 金伊 喜多方市高郷町夏井字夏井三九〇八番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、安積
疏水土地改良区から次のとおり役員の変更があった旨届出があった。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名 住所
理事 馬場 亨守 変更前 安達郡本宮町字大森二番地の一〇
変更後 本宮市本宮字大森二番地の一〇

同 渡邊 雄一 変更前 安達郡本宮町大字仁井田字上野台一一番地
変更後 本宮市仁井田字上野台一一番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の
実施について、平成十九年四月十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 南相馬市
- 二 測量期間 平成十九年五月二十五日から平成二十年二月二十八日まで
- 三 作業の種類 基本測量(一等磁気測量)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第二百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第二項
の規定により、公共測量の実施の終了について、平成十九年四月十日付けで国土交通省
東北地方整備局警備国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 南相馬市原町区上洪佐及び双葉郡大熊町大字熊
- 二 測量開始期日 平成十八年九月二十八日
- 三 測量終了期日 平成十九年二月二十日
- 四 作業の種類 公共測量(道路計画図作成)

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県病院局

福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成19年4月27日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

福島県病院局管理規程第12号

福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員公舎規程(平成16年福島県病院局管理規程第8号)の一部を次の
ように改正する。

別表木造の項中「145円」を「190円」に、「168円」を「220円」に改め、同表その他
の構造の項中「211円」を「277円」に改め、同表備考2の表木造の項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{15}{100}$ 」
に、「 $\frac{30}{100}$ 」を「 $\frac{35}{100}$ 」に、「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{55}{100}$ 」に改め、同表その他の構造の項中「 $\frac{5}{100}$ 」
を「 $\frac{10}{100}$ 」に、「 $\frac{15}{100}$ 」を「 $\frac{20}{100}$ 」に、「 $\frac{25}{100}$ 」を「 $\frac{30}{100}$ 」に、「 $\frac{35}{100}$ 」を「 $\frac{40}{100}$ 」に、「 $\frac{45}{100}$ 」
を「 $\frac{50}{100}$ 」に、「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{55}{100}$ 」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県病院事業職員公舎規程の規定にかかわらず、平成19年5月1日から
平成21年3月31日までの間において改正後の福島県病院事業職員公舎規程の規定に基
づく算定される公舎の入居料の月額(以下「新入居料月額」という。)が改正前の福
島県病院事業職員公舎規程に基づき算定される公舎の入居料の月額(以下「旧入居料
月額」という。)を超える場合における当該公舎の入居料の月額は、次の表の左欄に
掲げる期間の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで	当該新入居料月額から当該旧入居料月額を減じて得た額 の3分の2に相当する額を、当該新入居料月額から減じ て得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てた額)
平成20年4月1日から	当該新入居料月額から当該旧入居料月額を減じて得た額

平成21年3月31日まで
の3分の1に相当する額を、当該新入居料月額から減じ
て得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その
端数を切り捨てた額）

(管理グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第26号

ガスタクローグラフ質量分析計の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福島県警察本部長 綿 貴 茂

- 入札に付する事項
 - 借入物品の名称及び数量 ガスタクローグラフ質量分析計 一式（搬入、据付け、調整等を含む。）
 - 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 借入期間 平成19年6月1日から平成24年5月31日まで
 - 納入場所 福島県警察本部刑事部科学捜査研究所（福島県福島市荒井字下芥森50番地）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年5月7日（月）午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話番号024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- 入札及び開札の日時及び場所 平成19年5月14日（月）午後2時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- その他 郵便による入札は、不可とする。
- 入札保証金及び契約保証金
 - 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- その他
 - 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 契約書作成の要否 要
 - その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会第1号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成十九年四月十八日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十九年四月二十七日

福島県収用委員会

委員長 藤 野 謙

一 起業者の名称
福島県

二 事業の種類

一級河川阿武隈川水系六角川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・左岸及び右岸…福島県二本松市若宮二丁目地内から左岸…同市若宮二丁目地内、右岸…同市成田町二丁目地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		地積（平方メートル）		取用しようとする土地の面積（平方メートル）
	登記簿	現況	登記簿	実測	
福島県 二本松 市若宮 一丁目 二番	宅地	宅地	一七七・二八	一七七・二八	一七七・二八

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
森田 一夫	福島県二本松市若宮二丁目二〇一番地二

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一	下	後ろか ら九	改め、「（吏員に限る。）」 を削り、同条第二項中	改め、同条第二項中

○平成十九年三月三十日付け号外第三十号中

一	下	後ろか ら九	改め、「（吏員に限る。）」 を削り、同条第二項中	改め、同条第二項中
---	---	-----------	-----------------------------	-----------